(道

路

課 :

껃 75

: :

同

六

() 畜 改団

産善経課)

껃띡

字の区域及び名称の変更.

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更.....

振市

同 興町

, ...

告

示

目

次

道路の位置の指定.

土地改良区の役員の退任

出

先機 関 砂利採取業務主任者試験の施行. 土地改良区の定款変更の認可....

右

同

(整備事務所)

:

ハ

第二千二百二十一号

九月三日

青森県告示第五百六十七号

平成十五年九月三日

九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

認し、この土地を大畑町大字大畑字水木沢に編入する旨の届出があったので、

同法第

項の規定により、大畑町長から大畑町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第

路である公有地の地先公有水面埋立地四二、六四三・〇六平方メートル 三二の三一から三二の三六まで、三二の五七、四一四及びこれらの区域に介在する水 の二五五、一一七から一一九まで、一四六から一四八まで、同所字水木沢三二の一〇、 下北郡大畑町大字大畑字上野九六の七、九六の一四三から九六の一五一まで、 九六

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第五百六十八号

青森県指定金融機関等の指定の一部改正..... 了 過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の完 道路の供用の開始...... 道路の区域の変更...... 家畜伝染病の発生...... 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....

·経

理

課 :

ベ

同

公

告

る旨の届出があったので、 戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更す 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、八 同条第二項の規定により告示する。

(農村整備課)

:

ブ

(河川砂防課)

:

┵

のとする。 右の字の区域及びその名称の変更は、平成十五年十月一日からその効力を生ずるも

平成十五年九月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

示

七

事県五

土所整川

所備原

:

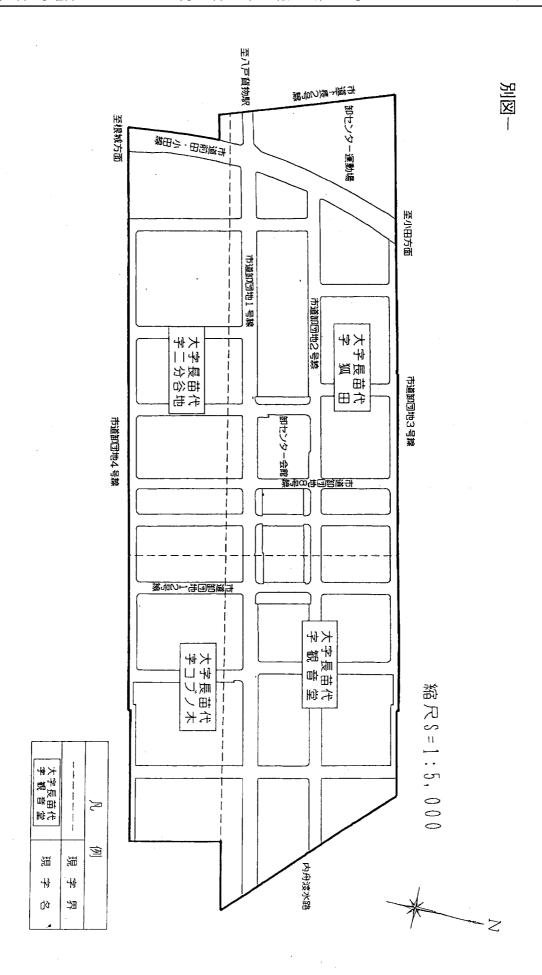
事農中

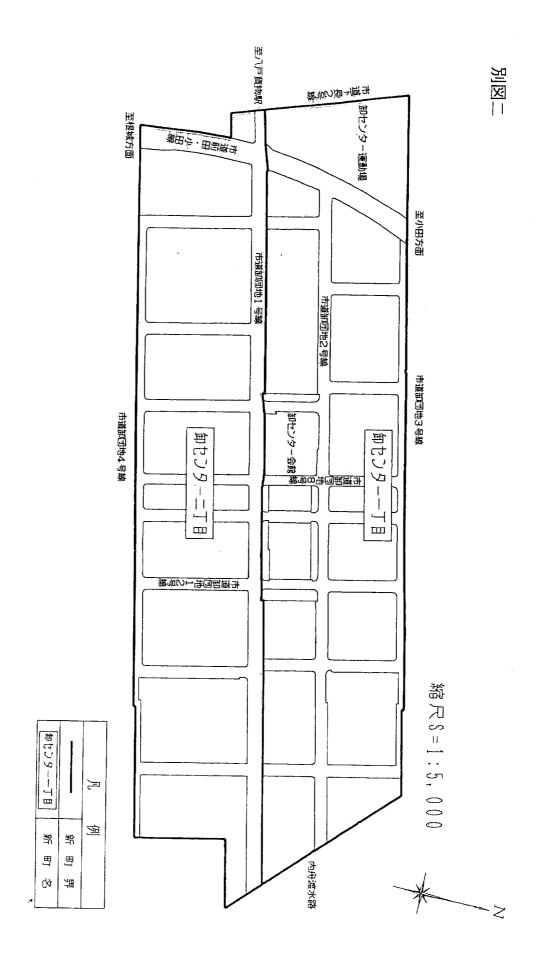
林南 務水地

所産方

:

╘





## 青森県告示第五百六十九号

定)の一部を次のように改正する。 昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号 (漁業災害補償法による加入区の設

平成十五年九月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

二の表尻労区域の項を次のように改める。

尻労区域 尻労漁業協同組合の地区 2 3 1 あって、主としていかつり漁業 あって、1に掲げる漁業以外の漁業 さけ・ます定置漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で

青森県告示第五百七十号

三の表尻労区域の項を削除する。

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

番図 号面

青森県告示第五百七十一号

病家 の 種伝 類染 ヨーネ病 種家 畜 類の 牛 患患 畜畜、 患 の<sub>疑</sub> 別似 畜 頭数 兀 西津軽郡車力村 発生の場所又は区 域 **三平** が六 年発 月

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

日生

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月二日まで青森県県土整備部道

平成十五年九月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

					種道 路 類の
					路線名
中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の二まで	中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四から		中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四まで中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の七から		变
屋村大字田	<sup>层</sup> 村大字村		屋村大字村		更
I代字山科	市字村元		市字村元		の
七一の	四三の四か		四三の四書		区
一 ま で	から		ま か で ら		間
	前	後	後	前	前変 後更 別の
	_		_	_	敷
四一六:000	_t	二二 八三 五〇〇〇	=7		地
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	00 メメ 1	O	00	00 メメ 1	の
)メートルまで)メートルから	- トルまで	- トルまで	トト	<b>         </b>	幅
まか でら	まか でら	まかでら	まかでら	ルル まか でら	員
					敷
三六五	五八	五十	一	三八	地
三六五・七〇メートル	三五八・〇〇メートル	三五七・三〇メートル	三八一・〇〇メートル	三八一・〇〇メートル	の
メー	ンメー	ンメー	メー	メー	延
トル	トル	トル	トル	トル	長
					備考

3	3				2				1							
	Ē				県				県							
i	道 ————————————————————————————————————				道									道		
= = = = = =					線相 馬常盤野								弘岩 前崎 線 国 屋			
北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六二八林班イ小班まで北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六二八林班イ小班から	北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六二六林班イ小班まで	北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六一八林班口小班から	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五五の一まで	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五四の一から	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五四の一まで中津軽郡西目屋村大字田代字神田一六六の二から	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五四の一まで	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二四五の一から		中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四三の二まで中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平七五の二から		中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平七五の二まで	中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七四から		中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七四まで中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の二から		
後前	後	前	後	前	後	後	前	後	後	前	後	前	後	後	前	
一四・六〇メートルまで 一四・六〇メートルまで 六四・〇〇メートルまで	五五・八〇メートルまで	四二・〇〇メートルまで	一八・〇〇メートルまで	一〇・〇〇メートルまで	三〇・〇〇メートルまで	八・〇〇メートルまで	八・〇〇メートルまで	六六・〇〇メートルまで	四五・〇〇メートルまで	四五・〇〇メートルまで	七五・〇〇メートルまで	-二・〇〇メートルまで	六六・〇〇メートルまで	-二・〇〇メートルまで	-二・〇〇メートルまで	
- 七八・〇〇メートル	二五六・〇〇メートル	二五六・〇〇メートル	五一・〇〇メートル	五一・〇〇メートル	九四九・二〇メートル	四六九・〇〇メートル	四六九・〇〇メートル	八〇一・二〇メートル	ハ七八・〇〇メートル	ハ七八・〇〇メートル	六九五・七〇メートル	七二三・〇〇メートル	七八八・四〇メートル	九九〇・〇〇メートル	九九〇・〇〇メートル	

ハ号 (青森県)	R E 叉つこうこ女三 く z 戈一 ュ 早 し 目 八 ヨ か ら 恵 豆 ト ら 。	欠りよう		を開始するの	の共田	道
	1年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等のお	昭和五十四年	(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり   昭和	(昭和二十七年	道路法	
	青森県告示第五百七十四号	県告示第一		青森県告示第五百七十二号	県告示	
}	***************************************	}	***************************************	***************************************	}	
	四〇・七〇メートルまで	後	小班まで   小班まで   北津軽郡金木町大字喜良市字小田川山国有林三六林班ろ	j		
	一五・八〇メートルまで	前		県 道 一 3屏	4	

路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月二日まで青森県県土整備部道

平成十五年九月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

七戸十和田湖線県道	路線名
十和田市大字深持字柏木一五〇の一まで十和田市大字深持字山ノ下一四六の一から	供用開始の区間
平成一至 九一〇	の供期開 日始

青森県告示第五百七十三号

令 (平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項後段の規定により告示する。 より行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に

平成十五年九月三日

平成15年9月3日 水曜日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

三平 · 成 小 七	良) (道路改	ツ森町字湯涌	大字一	渕三三まで 四津軽郡鰺ケ沢町大字一 口の五から 四津軽郡鰺ケ沢町大字一	ייי ו יייינעי	石渓流線	石渓	
完工 了 の 日の	工事の種類	間	X	工事		名	線	路

)指定)

<u>の</u>

平成十五年九月三日

第二号の表中

青森県知事

Ξ

村

申

吾

あおもり信用金庫大野支店 青森市大字大野 を

あおもり信用金庫金沢支店 あおもり信用金庫大野支店 青森市大字大野

青森市大字大野

に改める。

公

土地改良区の定款変更の認可

項の規定により公告する。 川原北部土地改良区の定款の変更を平成十五年八月二十六日認可したので、同条第三 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、五所

平成十五年九月三日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

二 試験科目等

2

砂利採取業務主任者試験の施行

する。 登録等に関する規則 (昭和四十三年通商産業省令第八十号) 第八条の規定により公告 平成十五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の

平成十五年九月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

試験の期日及び場所

期日 平成十五年十一月七日 (金) 午前十時から正午まで

青森市安方一丁目一の四〇

2 1

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

砂利の採取に関する法令

2

砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

 $\equiv$ 受験願書の受付期間

のあるものまで有効とする。) 平成十五年十月七日から同月二十四日まで (郵送の場合は同月二十四日付け消印

兀 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

受験願書 一通

履歴書 通

3 た正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、 写真 枚 (写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し 氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

してはならない。 七千六百円 (青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印

> 七 その他

ものを同封すること。 を希望する場合は、 受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。 返送先を明記した返信用封筒に、 八十円分の切手を貼り付けた (郵送

後日、受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

## 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 岡川土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、浪 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十五年九月三日

中南地方農林水産事務所長 高 畑

幸

理	区役 員 別の
事	別の
野呂	氏
保 文	名
南津軽郡浪岡町大字泊	住
町大字浪岡字若松三七の三	所
平成字、小九	退任の年月日

五所川原県土整備事務所告示第三号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

び鶴田町役場に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及

平成十五年九月三日

五所川原県土整備事務所長 須 藤 利 雄 二四八の四六十和田市大字相坂字白上

トルー・六メー

六・〇〇メートル

平 ╤成

位

置

延

툱

幅

員

指定年月日

字南田一五一五一五十二五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	位
の四次で発出の四次では、	置
ル九 〇 · 六	延
・六一メート	長
六・〇〇メートル	幅
メートル	員
平元成	指定年月日

十和田県土整備事務所告示第六号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十五年九月三日

十和田県土整備事務所長 清

藤

栄

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行